第一条第八号ロ中「基本的項目」を「コア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はＴｉｅｒ１資本（国際統一基準のうち単体Ｔｉｅｒ１比率又は連結Ｔｉｅｒ１比率における分子たる自己資本をいう。）の額」に改め、同条第十七号イ中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第三十五号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十六号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十六号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十七号イ中「第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ⑴において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の五号を加える。

三十七の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ⑵において同じ。）

⑴　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第三項及び第十三条第四項において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

⑵　⑴に掲げる者の子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号。以下「信用事業命令」という。）第十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

⑴　規制金融機関

⑵　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四　直接清算参加者　トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五　間接清算参加者　直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六　清算基金　自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補**塡**するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

第一条第四十号ロ中「農業信用保証保険法」の下に「（昭和三十六年法律第二百四号）」を加え、同条第五十三号中「を全て」を「の全てを」に改め、同号ハ中「（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削り、「同条第三項に規定する関連法人等をいう。」を「信用事業命令第十条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。」に改め、同条第五十八号中「（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号。第十四条第一項第二号ハにおいて「信用事業命令」という。）第十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であって」を「であって、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」に改め、同条第七十三号ハ中「補塡」を「補**塡**」に改め、同条に次の二号を加える。

七十八　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十九　国際統一基準　海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

第二条の見出しを「（単体自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第四条　第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、第十二条第一項第三号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）